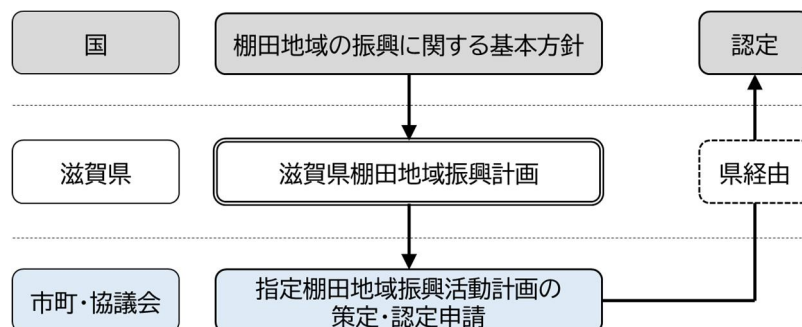


「滋賀県棚田地域振興計画」の変更について

1 滋賀県棚田地域振興計画について

県では、貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給にとどまらず、国土保全や自然環境保全などの多面的機能が維持・発揮されるとともに、都市農村交流等の取組を通じた関係人口の増加など、棚田を核とした地域の振興を図ることを目的に令和2年11月「滋賀県棚田地域振興計画（以下、「県計画」）」を策定した。

この計画は、令和元年に成立した「棚田地域振興法」に基づき、国が定める基本方針を勘案して県が計画を作成するものであり、市町・協議会が作成する「指定棚田地域振興活動計画」や、その計画の認定申請にあたり勘案すべき事項を定めるものである。



2 変更に至った経緯

令和7年4月、「棚田地域振興法」が法期限の延長を含めた法改正がなされたため、今回、県計画についても変更を行うものである。

3 滋賀県棚田地域振興計画の主な変更内容について

第一 棚田地域の振興の目標

- ・国土形成計画、山村振興計画、過疎地域持続的発展計画、特定居住促進計画など地域振興に関する計画との調和規定を追加。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

- ・移住・定住および二地域居住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策
→棚田地域への移住、棚田地域における定住および二地域居住の促進について追加
- ・その他
→「つなぐ棚田遺産」、「琵琶湖システム」を活用した施策の推進について追加

2 県独自の支援施策

- ・しが棚田ボランティア
→棚田ボランティア登録制度「たな友」について追加
など、詳細は別紙のとおり



4 今後の予定

- 令和7年10月 県計画(素案)を環境・農水常任委員会に報告
- 令和7年11月 県計画(案)を作成
市町・関係機関への意見照会
- 令和8年 3月 県計画(最終案)を環境・農水常任委員会報告、その後、県計画を策定、公表

(参考) 地域指定・活動計画認定について

棚田地域振興法に基づき主務大臣から指定棚田地域の指定(以下、「地域指定」)を受け、指定棚田地域振興活動計画(以下、「活動計画」)の認定を受けると、各種事業の活用や優遇措置が受けられる※。

令和7年3月現在、大津市1地域、栗東市1地域、甲賀市1地域、高島市6地域、湖南市1地域、日野町3地域の5市1町13地域(27棚田)が地域指定済。うち、5市1町12地域(26棚田)が活動計画認定済。

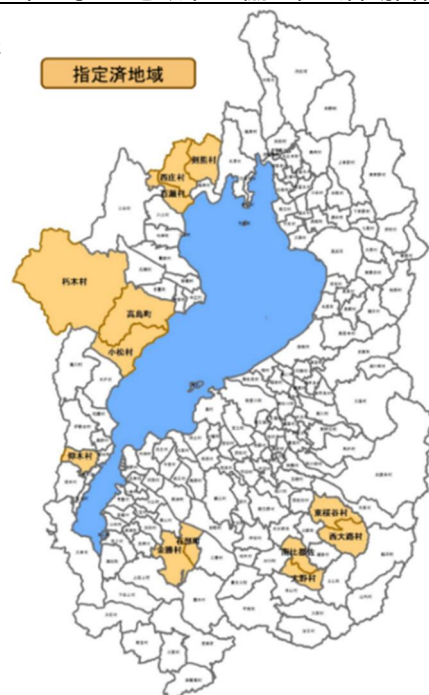
※中山間地域等直接支払制度の棚田地域振興活動加算(「棚田加算」)等

指定棚田地域の指定状況

(令和4年度末時点)

●指定済の指定棚田地域(旧町村)

- ・大津市：仰木村
- ・高島市：剣熊村、西庄村、百瀬村
朽木村、高島町
- ・高島市(大津市)：小松村
- ・栗東市：金勝村
- ・甲賀市：大野村
- ・日野町：南比都佐村、東桜谷村
西大路村
- ・湖南市：石部町



滋賀県棚田地域振興計画(素案)【概要版】令和8年度変更

滋賀県棚田地域振興計画の位置づけ

- 令和元年6月に議員立法により「棚田地域振興法」が5年間の時限立法として施行され、令和7年4月に法期限の延長（5年間）を含めた法改正がなされた。
- 本計画は、「棚田地域の振興の目標」、「棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「その他棚田地域の振興に関する施策を相応的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示し、法に基づき作成される指定棚田地域振興活動計画の指針となるもの。

※変更・追加事項を赤字で記載

1 棚田地域の振興の目標

- 棚田地域の現状と課題
- 棚田地域の活性化に向けた取組活動の状況
- 棚田地域の振興の目標
 - ・農産物の供給
 - ・国土保全や自然環境保全などの多面的機能の維持、発揮
 - ・観光や都市農村交流等の取組を通じた関係人口の増加など
- 他の地域振興に関する計画との調和規定

2 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用
 - (1) 移住・定住および二地域居住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策
 - (2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策
 - (3) 文化的・歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策
 - (4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策
 - (5) 国土保全に資する施策
 - (6) 持続可能な地域社会の維持、形成および活性化の促進に資する施策
 - (7) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策
 - (8) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策
 - (9) 人材の育成・確保に資する施策
 - (10) その他（「つなぐ棚田遺産」、「琵琶湖システム」）
- 2 県独自の支援施策
 - (1) しが棚田ボランティア（棚田ボランティア登録制度「たな友」）
 - (2) 棚田トラスト制度
 - (3) 棚田カード
 - (4) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金および中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金
 - (5) 棚田地域交流・研修会
 - (6) しがのふるさと支え合いプロジェクト
 - (7) 「やまの健康」推進プロジェクト（都市部（特に企業）との関わり創出）
 - (8) たんぼのこ体験事業
- 3 滋賀県における推進体制
 - (1) 滋賀県棚田地域振興推進会議の設置
 - (2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化
 - (3) 指定棚田地域の指定に関する推進方針
- 4 棚田地域の活動に関する情報発信等

3 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方
 - (1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる基準
 - (2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準
- 2 選定の手続き
 - ・棚田地域の選定について、制度の周知、関係市町との連絡調整を行い、第三者で構成する有識者会議で意見交換を行い、指定地域の選定を進める。

滋賀県棚田地域振興計画(素案)

令和2年11月16日策定

令和8年 月 日変更

第一 棚田地域の振興の目標

滋賀県は県の中央に県土面積の約6分の1を占める琵琶湖があり、その周囲に近江盆地が開け、鈴鹿、伊吹、比良、比叡などの山々に囲まれた地形を有し、県土の約56%が中山間地域である。

棚田地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田が増加している。一方で、県下12地区で棚田ボランティア制度を活用した棚田の保全や都市住民との交流活動が行われており、県下で唯一、棚田百選に選ばれている高島市畑の棚田を始め、同市鶴川地区、大津市仰木の平尾地区や上仰木地区などでは棚田オーナー制度や都市住民との交流イベント等が開催され、棚田地域の活性化に向けた取組みが進められている。また、農山村への関心が高まり田園回帰の流れが広がっており、自然豊かな環境のもとテレワーク等による働き場としての役割が期待されるなど、比較的都市近郊の有利な立地条件を有している滋賀県の棚田地域の強みを活かした地域振興が求められている。

貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給にとどまらず、国土保全や自然環境保全などの多面的機能の維持・発揮するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた関係人口の増加など、棚田を核とした地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域持続的発展計画、特定居住促進計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を推進する。

(1) 移住・定住および二地域居住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田の保全の新たな担い手とするため、地域の魅力発信による棚田地域への移住、棚田地域における定住および二地域居住の促進、関係人口の創出・拡大に資する施策の活用を推進する。

また、企業や大学等と協働・連携を図り、棚田の魅力を発信することで、棚田保全の新たな担い手の確保を図る。

(2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域の自然環境を活用した児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベント開催の支援など、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を推進する。

(3) 文化的・歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

多くの棚田は美しい景観であるとともに、伝統的な生活文化を伝え、民俗芸能や伝統食などを育んできた場でもあるなど、文化財として貴重な価値を有している。棚田の美しい景観を維持するため、各景観行政団体が定める景観計画などの視点とともに、文化的景観や民俗文化等の文化財を保護・活用する視点を持って関連施策との連携・活用を推進する。

（４）農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田が増えていることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度や地域資源の共同保全活動を支援する世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（多面的機能支払制度）、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を推進する。また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、地域の実情を踏まえつつ、農地集積やスマート農業に資する施策を進め、高齢化が進行する棚田での農作業の効率化を図る。さらに、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

（５）国土保全に資する施策

棚田はその構造上、洪水を防ぐ機能、土砂崩れや土の流出を防ぐ働きがあり、国土保全の面においても棚田の保全は重要であることから、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を推進する。

（６）持続可能な地域社会の維持、形成および活性化の促進に資する施策

空き家の活用を含む住宅等の整備等の生活環境の整備や、農村 RM0 の形成促進等の棚田地域の集落の維持、形成および活性化に資する施策の活用を推進する。

（７）観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有していることから、地域の観光資源としての魅力向上・発信や観光業の人材育成・担い手作りに資する施策の活用を推進する。また、棚田の周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、持続可能な観光振興を図り、観光客を受け入れる体制の整備に努め、交流人口・関係人口の創出と地域の活性化を図る。

（８）自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を推進する。また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵や檻の設置および維持管理、ジビエの利活用など、鳥獣被害対策に資する施策の活用を推進する。

（９）人材の育成・確保に資する施策

棚田地域の振興活動を担うべき人材の育成・確保に資する施策の活用を推進する。

（１０）その他

棚田地域の活性化や棚田地域を含む中山間地域の有する農産物の供給、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の確保、その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

の多面的機能に対するより一層の理解の促進を図ることとして、令和４年３月に全国２７１の棚田が農林水産大臣に「つなぐ棚田遺産」として認定された。滋賀県では７つの棚田地域が「つなぐ棚田遺産」に認定された。

また、棚田地域を含む中山間地域の多面的機能は滋賀の風土と歴史の中で生み出されてきた「琵琶湖と共生する農林水産業」の中で重要な役割を果たしている。この琵琶湖と共生する農林水産業は、令和４年７月に「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として世界農業遺産に認定された。

この棚田地域を今後も持続的に保全していけるよう、世界農業遺産「琵琶湖システム」を活用しながら、棚田地域の認知度の向上や保全活動の推進に資する施策の活用を推進する。

２ 県独自の支援施策

（１）しが棚田ボランティア

食料生産や洪水防止、水源かん養などの多面的な機能を有する棚田地域を将来にわたり良好に維持していくため、地域住民と都市住民などが参加するボランティアとの協働による保全活動として棚田ボランティア活動を平成１６年度から推進している。

令和７年度は１２地区で活動されており、広報活動（ＰＲパンフレットの作成・配布、ホームページ、ＳＮＳによる情報発信）やボランティア活動に使用する資材の貸与等、活動組織の取組を支援している。

令和３年度からは、ホームページからのボランティア活動応募フォームを整備し、応募受付事務を事務局である県が行うことで棚田地域の事務負担の軽減を図っている。また、棚田ボランティア登録制度「たな友」の運用を開始し、県内外の「たな友」登録者に向け、メールマガジン等で棚田地域の活動等の情報を発信し、新たな参加者やリピーターの確保に努めている。

（２）棚田トラスト制度

棚田地域の地域住民とボランティアが一体となって取組む棚田保全活動に賛同いただける企業や個人からの寄付金を募り、これを保全活動の資金として活用する「しが棚田トラスト制度」の運用を平成２１年度から実施しており、棚田ボランティア活動地域へ資金面で支援している。

（３）棚田カード

棚田地域への地域外からの訪問を促し、棚田の持つ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、棚田カードの作成・配布を行っている。令和７年度は、１２地区において棚田カードを作成・配布しており、棚田めぐりマップへの掲載等を通じて、棚田地域へ訪問するきっかけとして活用している。

また、今後は他府県の棚田カード作成地域と連携した取組等も検討し、知名度アップや棚田地域の魅力発信に努める。

(4) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金および中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金

中山間ふるさと・水と土保全対策事業および中山間ふるさと・水と土保全推進事業により棚田地域をはじめとする中山間地域における農地や農業水利施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、地域住民活動を推進する人材の育成と、農地や農業水利施設の利活用および保全整備等の促進に対する支援を行う。

(5) 棚田地域交流・研修会

棚田保全活動に取り組む活動地域の住民の方を始め、ボランティア活動に参加している方や関心のある方などの多くを集め、新たな参加者やリピーターの獲得、取組の企画や効果的な情報発信等について意見交換し、各地域のノウハウや事例を参加者が共有することでボランティア活動の組織間の情報交換や、棚田保全活動の参考となる機会を設け、ボランティア活動の推進を図る。

(6) しがのふるさと支え合いプロジェクト

棚田地域をはじめとする中山間地域の活性化を図るため、集落や棚田ボランティア活動組織等と企業や大学、NPO 法人等の方々が協働・連携し、それぞれが有する知恵や経験、ネットワーク等の力を活かした取組を進める「しがのふるさと支え合いプロジェクト」を平成30年度から実施している。

人口減少や高齢化が進む中山間地域の活性化策として今後も有効な手法であり、集落および企業や大学の参加登録を進め、マッチングを図ることで棚田の保全、棚田地域の振興につなげる。

(7) 「やまの健康」推進プロジェクト(森林政策課)

棚田地域を含む農山村の活性化を図るため、令和元年度から令和4年度まで、モデル地域を選定し森林・農地の適切な管理によって多面的機能が持続的に発揮されるとともに、自然からの豊かな恵みを持続的に享受することができるよう、モデル地域の活動に対して技術的な助言や経費の支援を行った。

これらのモデル地域をはじめとして、やまの地域資源を活かした商品開発や、地域の課題を解決するための取組等の活動が継続的に実施されるよう支援するとともに、都市とやまをつなぎ、人や経済の循環を創出する「やまの健康」に向け、これまでの取組を活かして都市部（特に企業）に対して「やま」との関わりを提案し、具体的な地域との関わりを創出する。

(8) たんぼのこ体験事業(みらいの農業振興課)

棚田地域をはじめとする農地において、小学生自らが「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習を通じて、児童が農業への関心を高めるとともに棚田のもつ多面的機能（農産物の供給や生物多様性の確保、良好な景観の形成等）について学びを深めることおよび生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため、市町での取組に対する支援を行う。

3 滋賀県における推進体制

(1) 滋賀県棚田地域振興推進会議の設置

棚田地域に対して地域の創意工夫を活かした自発的な取組を部局横断的・総合的に支援するため、「滋賀県棚田地域振興推進会議」を設置し、棚田地域の振興に関して情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図り、効果的な振興施策の推進を図る。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、一元的に相談・協議等ができる体制を確保するため農政水産部農村振興課が担う。

また、関係府省庁の制度や補助金に関する情報収集を行い、積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町や協議会等に対し積極的に情報提供を行う。

(3) 指定棚田地域の指定に関する推進方針

指定棚田地域の法指定条件に適合することが明確な棚田地域については、指定を積極的に推進していくこととし、その中でも県独自施策等により現に棚田の保全に取り組んでいる地域については重点的に推進する。さらに、それ以外の地域においても、法指定条件に適合する棚田地域を網羅的、具体的に把握することに努め、市町と連携して指定棚田地域への指定を推進し、棚田地域の持続的な振興を図る。

4 棚田地域の活動に関する情報発信等

棚田地域の活動について、SNS等による情報発信により広く周知することで、関係人口の増加を図る。

なお、棚田ボランティア等の周知については、棚田ボランティア登録制度「たな友」へのメールマガジン等の発信や県内外の大学や公共施設、県と包括的連携協定を締結している企業や道の駅等へのPRパンフレットの配布や、県ホームページにおける棚田特設ページ（おうみ棚田ネット）や棚田カードの活用などにより、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行うとともに、棚田地域における先進的・モデル的事例について、国と積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行う。

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請に当たっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等とも緊密に連携しながら、選定を行う。

また、指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金や中山間ふるさと・水と土保全対策事業および中山間ふるさと・水と土保全推進事業等を活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図る。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる基準

ア 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと。

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること。

イ 棚田の多面的機能の維持および促進が期待できること。

農産物の供給、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全および多面的機能の発揮の促進が図られること。

(2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準

ア 棚田地域の振興および棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、またはそのような組織が構築される見込みが高いこと。

2 選定の手続き

申請を行う棚田地域の選定については、制度の周知を行い、関係市町と連絡を密にして取り組む。また、第三者で構成する有識者会議で意見交換を行い、指定地域の選定を進める。

棚田地域振興法 改正の方向性

棚田地域振興法改正の状況

- 棚田法改正案は本年3月31日に可決、4月1日に施行。基本方針についても6月10日に閣議決定。
- 指定棚田地域振興活動計画の記載内容・審査基準等の基本的な枠組みに関して、変更はなし。

改正の概要

1. 法期限の延長・・・5年間（令和12年3月31日まで）延長

2. 都道府県棚田地域振興計画に係る改正

都道府県棚田計画と他の地域振興に関する計画との調和規定に、二地域居住促進法（※）の「特定居住促進計画」を明記。（※）改正広域的地域活性化法の通称

3. 農地法等による処分の迅速化に係る規定の追加

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、指定棚田地域内の土地を、認定棚田計画に記載された用途に供する農地法等の処分を求められたときは、当該処分が迅速に行われるよう配慮する規定を追加。

4. 指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供の努力義務規定の追加

国及び地方公共団体は、指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報を関係者に提供するように努める規定を追加。
→国（コンシェルジュを含む）や地方公共団体は、協議会のみならず、棚田地域振興に関係する者に幅広く助言を行うことや、施策情報の周知に務めるもので、都道府県担当者をコンシェルジュに指定するものではありません。

5. 各種配慮規定の追加等

国及び地方公共団体は、以下の規定について適切な配慮をすることを定める規定を追加。

- ①農業の振興等
- ②移住、定住及び二地域居住の促進
- ③都市等と棚田地域の交流の促進等
- ④棚田地域との関わりを持つ者の間における連携及び協力の確保